

寒川町告示第 24 号

藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町は、協議により、湘南広域都市行政協議会規約を変更するので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 6 の規定に基づき、同法第 252 条の 2 の 2 第 2 項の例により次のとおり告示する。

令和 6 年 2 月 27 日

寒川町長 木 村 俊 雄

湘南広域都市行政協議会規約の一部改正

湘南広域都市行政協議会規約の一部を次のように改正する。

湘南広域都市行政協議会規約の一部を改正する規約

湘南広域都市行政協議会規約の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「及び循環型社会の形成」を削り、同項第9号を同項第11号とし、同項第8号の次に次の2号を加える。

(9) 人権及びジェンダー平等の推進に関する事務

(10) スポーツ振興施策に関する事務

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。